

第五回参議院労働委員会會議録第十一号

(三五二)

昭和二十四年五月十日(火曜日)午前十一時二十九分開会

本日の会議に付した事件

○公共企業体労働関係法の施行に関する法律案(内閣送付)

○失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山田節男君) これより労働委員会を開会いたします。本委員会に付託になりました公共企業体労働関係法の施行に関する法律案、これを問題に供します。先ず本法案に対する政府の御説明をお願いいたします。

○政府委員(宿谷繁一君) 只今議題になりました、公共企業体労働関係法の施行に関する法律案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。公共企業体労働関係法案は先般成立いたしました施行期日を変更いたしました法律により、今年六月一日から施行されることになっておりますので、この法律案は、本年六月一日から施行することになります。本年六月一日から施行することになります。本年六月一日から施行することになります。

この法律案は、只今申上げましたように、その殆んどが、今年度におきまして公共企業体労働関係法を施行して参ります上に必要な経過措置でございます。第一條及び第二條は、現在國家公務員であつて六月一日から公共企業体の職員となり得る者が組織いたしましたので、引続き存続いたします。その必要に経過規定でございます。

第三條から第五條までの規定は、公共企業体労働関係法中の期日の読み替へ、団体交渉の経過措置に関するものでございます。

第六條は、公共企業体仲裁委员会と各調停委員会の委員に対する國家公務員法の適用に関する規定でございます。これは各委員の選考の特殊な方法と、その職務の特殊性によりまして、秘密保持の義務と、信用失墜に関する規定を適用するに止めたのでございます。

第七條は、労働大臣の権限の一部を都道府県知事に委任することのできる旨を定め、第八條は、公共企業体仲裁委员会の委員の手当、及び公共企業体仲裁委员会の事務の必要上出頭を求められた者に関する費用の弁償について規定いたしましたのであります。

以上御説明申上げましたように、この法律案は、経過措置を主といたしまして技術的なものでございますが、御審議の上、速かに成立いたしますようお願い申し上げます。

○委員長(山田節男君) それでは、続いて政府委員より逐條説明をお願いいたします。

○政府委員(賀來才二郎君) 簡単に御説明を申し上げます。

第一條は、只今提案理由にも申しましたように、現在この法律の適用されるべき國鉄並びに専賣局の組合は、公務員法による組合として存在いたしておるのであります。今度この法律が施行せられますと、この法律による組合となるのであります。その移り変わりの際、組合を一旦解散をして、それから新たに作るということになります。組合は非常に困りますので、これはそのまま本法による組合となるという経過規定を設けようとしておるのであります。

第二項は、その際仮に解散をするというふうなことがありました場合のことを予想いたしまして、その際の登記簿の整理或いは解散の際の登記の変更に関する規定を政令で定めようとしておるのであります。

第三項につきましては、本法の第三條第三項で、この公共企業体労働関係法により得る組合員は、公共企業体の職員でなければならぬということになつておるのでございます。ところが今度運輸省が仮に分れますときに、一部の職員は運輸省に残ります。その他大部分が公共企業体になるわけでありまして、ところで、現在の國鉄の組合は、運輸省の職員といつて全部が組合に参加いたしておりますので、この際に公共企業体に移る職員のみが公共企業体労働関係法により得る組合員となるのであります。

第四項の規定は、公共企業体労働関係法の六條によりまして、組合は規約にこれ／＼の要件を備えなければならぬということになつております。その届出につきましては、六月一日からこれに該当しなければなりません。が、この規約改正その他の手続で時間を要すると認めますので、六月三十日までこれを猶予いたしておるのであります。

第二條におきましては、この第一項の規定に、前條第一項の規定によつて組合となり得たものは、本年の六月三十日まで、その規約が法第六條の規定、即ちこの法六條におきましては、例えば会計に関する監査人の規定を置かなければならぬということがあつたのであります。施行と同時にこれを適用せられますと、この組合の資格がなくなつて、そうして本法により得る手続に參與できないというふうなことになるのであります。この六月三十日まで、本法六條の必要記載事項は備えなくても、本法により得る権利を受け、手続に參與することができるといふような経過規定でございます。

第三條におきましては、組合の單位の届出が、いわゆる公共企業体労働関係法におきましては一月三十一日とありますのを、今度六月二十日までにするというふうな経過規定を置こうといたしておるのであります。

第二項は、やはり公共企業体労働関係法におきまして、組合員の交渉委員の氏名届出及び公共企業体の交渉委員の通知というものが、毎年二十五日までになければならぬとあります。を、今度は七月十日までにすることにしたのであります。

それから第三項につきましては、交渉委員の任期でありまして、これは一ヶ月、四月一日から三月三十一日までとしてあります。を、今度は、これが決りましてから來年の三月三十一日までにするのであります。

第四條は、調停委員会に関する経過措置でありまして、調停委員会の調停委員の名簿の提出は、公共企業体労働関係法により得るものと三月二十五日というふうになつておりましたのを、中央におきましては、地方におきましては七月三十日までとし、地方におきましては、これに政令の定める日とするということにいたしました。これは地方は、中央の委員会が、できまして、その勧告に基いてどこどこに置くかというのを決められるのであります。それから、先ず中央ができてから、その中央の委員会の意見を聞きまして、それによつて政令で設置の日を定めようというので、「政令の定める日」ということにいたしましたのであります。

第二項は、調停委員会の委員の任期、

第十五部 労働委員会會議録第十一号 昭和二十四年五月十日【参議院】

これもやはり四月一日から三月三十一日までとありますのを、今度は委嘱された日から三月三十一日までとするということにいたしておるのであります。

それからその第三項は、各地方におきまする調停委員会が設置されるのは、先程申しましたように、中央の委員会ができました、その委員会の意見を聞きまして地方にできるものであります。地方にできますものは、國鉄にありましては、大鉄道局管内に、一鉄道局に一ヶ所作るといふふうな予定をいたしておるわけでありまして、それが先ず鉄道局管内のことを扱う、それから中央が全國的のものを扱うということになつておりますが、中央の方が先にできまして、地方は後になるわけでありまして、その間の地方におきまする事件は、中央がこれに代つて扱うという経過規定であります。

第五條は、最初の交渉委員が決定するまで、全共企業体とその組合は、法第九條第一項の規定に基づき、交渉委員でない者で交渉することができ、即ち、交渉委員の通知又は届出は、第三條の二項によりまして、七月十日までになつております。この間いろいろ問題がありましたときに、交渉ができないうことになりましたので、その間は規定によりまして交渉委員の外の者でも團體交渉ができるという経過規定であります。

第六條は、これは組合法におきましては、大鉄委員は一般職になつておりまして、これは人事院規則の例外規定が適用されるというふうなことになつてゐるのであります。公共企業体の委員につきましては、第一にこの組合

が関係者のうちから選んで参るわけでありまして、國鉄という一定の業務の範囲に限られてゐる、専ら業務の範囲という業務の範囲に限られてゐるのであります。それと同時に普通の労働委員会は、その選任の方法が異なつてゐるわけでありまして、従いまして、非常に範囲の狭いところから特別の方法で選ぶということになりますので、一般職の規定を適用することになります。委員の適任者が得にくいというふうな関係もありますので、單に公務員法のうちで秘密保持の義務、又信用を保持する義務という程度をこれに適用するという例外規定であります。

第七條は労働大臣が持つております権限について、これは全國に亘る仕事でありまして、どうしても労働大臣直接できないこと、たとえて申しますと、組合の届出、或いはこの審査、交渉単位、交渉委員の届出を受理しますとか、或いはこの単位決定のときにその問題を起した場合には、これが資格を決定して行くわけでありまして、これらの手続につきましては労働大臣が持つております権限をその土地の都道府県知事に委任することができるといふ規定であります。

第八條につきましては、実はこの公共企業体の労働関係法を作りますときには大鉄委員といふものは、専任の形で行くという予定でおつたのであります。従つて調停委員に關しまする手当の規定はありましたが、仲裁委員についての手当の規定はなかつたのであります。今度この際に仲裁委員が専任でないという建前からいまして、その手当に關する規定は政令で定

めるということにいたしました次第であります。

○委員長(山田節男君) 本案に對しまして御質疑がございましたらどうぞお願いいたします。

○村屋重雄君 前に四月一日発足が人事院の關係上、六月一日にされまして、六月一日に鐵道及び專賣公社が発足することは大體間違いないのですか。

○政府委員(賀來才二郎君) 目下のところはこの關係施行法は皆上程されておりますので間違いないものと考えております。

○村屋重雄君 この施行に當つて私はまだ明確じゃないのですが、例えば労働組合の、この公共企業體として発足することについて、例えば委員の選定方法とか、そのいろいろな人事は、大體その關係事務當局と労働組合側との意思を聞いた上で何日までと願つてやるのですか。

○政府委員(賀來才二郎君) これは労働關係法と、公共企業體労働關係法を提案いたしましたときも御説明申し上げましたように、この施行につきましては、なるべく円滑に行くようにというので、當時事務當局並びに組合當局を打合せて参つております。今度の場合でも、昨日も專賣局組合が参りましたので、まあ大體これでいいということになつておつたのであるが、今度の大会が六月の中頃になるのでどうだろうという相談に来ておりますので、それは十分取計らうからというふうにやつております。

○田村文吉君 第六條の説明がちよつとはつり吞込めなかつたのですが、一般の公務員ではあるのだが、公共企業

體が認可になつた場合には公務員法の一般職から除くことになるのですか。普通の仕事をしている場合にはやはり公務員としてのあれを受けるわけですか。どうなんですか。

○説明員(和田勝美君) 御説明申し上げます。この調停委員会と仲裁委員会との委員は、國から給與を貰つております國家公務員になるわけでありまして、國家公務員は特別職と一般職に分れます。これは御存じの通りでございますが、特別職の中に一應入つておりますので、一般職になるわけでありません。そういったと、國家公務員法が全面的に適用になりますので、先程局長が逐條説明で御説明申し上げましたように、それではこの選任方法等からいまして不適当である。それで國家公務員法附則の第十三條がございまして、職務の特殊性に基いて法律又は人事院規則で例外規定を設けることができるというのでございます。それでこの例外を設けたのであります。

○田村文吉君 そうしますと、調停委員になつた場合には一般の仕事というものはもうできないことになるわけですか。

○説明員(和田勝美君) そういうことになりまして非常に不都合だと思ひましたので、兼職禁止等の規定を外したわけでありまして、だから兼職はできることになつたわけでありまして、これは尙附加えますと、先程局長からも御説明申し上げましたように、全部フル・タイムの職員でございまして、全部パート・タイムでその時ごときの建前の委員であります。それが兼職禁止をされるというところは生活條件や何かから考えまして不適当だということで、全部

そういうのを外したのであります。○田村文吉君 そうすると兼職禁止はできないから両方兼務されるわけでありまして、その職務の上のといひますが、つまり一般の仕事をしてゐる場合には、公務員法の規定を受けて、この調停委員になつた場合の行動だけが國家公務員の一一般職から外されるところにうに解釈するのであります。

○説明員(和田勝美君) 一應は一般の國家公務員でございまして、當時國家公務員法の適用を受けるわけでございますが、この六條、この三條にだけに限つておりますので、一般の業務をやつて行く上におきまして國家公務員法の適用は實質的にはないことになつてゐます。この三條の規定は信用を失墜せざることを及職務上知つた秘密は漏らさないこと、それに関する罰則がございまして、一般職務を行なつて参ります上においては全然支障がないようにいたしたい、そういうふうに考えましたのが六條であります。

○田村文吉君 何だか一人の人格者が或る場合には一般職になり、或る場合には特別職になるという形になりませんか。どうもそこがよく呑込めないのですが……

○説明員(和田勝美君) 特別職になり一般職になるということではございませぬので、國家公務員法の建前ですと、一應國から給與を貰ひますので全部國家公務員になつてしまひます。そうしますと國家公務員法を全部被りまして、その人の生活については國家公務員法は一應法的には支配して行くことになりまして、そうすると非常に不適当である、そういう意味からいまして

してこの規定を置いた、こういうふうにしたのであります。

○田村文吉君 何だか一人の人格者が、公務員が一般職になつたり特別職になつたりするのじやないかという疑いを持つてですが、そういうことにならないのですか。

○説明員(和田勝美君) 兼務の場合は二つの人格を持つことになりまして、

○田村文吉君 一人の人が兼務を持つた場合には公務員一般職になつたり又特別職になつたりする、こういうこととすね。

○説明員(和田勝美君) 特別職ではございせんのですが、特別職には、これは先程御説明申上げましたように、一般職であることには間違いないのでございまして、一般職でありながら國家公務員法の適用が非常に制限された形でございまして、実質的活動においては丁度國家公務員でないような活動ができるようになっておるわけでありまして。

○田村文吉君 他にそういう例が今度できるのですか。外にもこういう例ができますか。

○説明員(和田勝美君) 只今のところ法律的にはこの公共企業体の調停委員と仲裁委員だけのようでございまして。併し最近人事院規則が制定をされる實行になつておりますが、併しまだその内容が非常に未確定でそれは特殊の職務であります。この調停委員や仲裁委員程特殊なものについてまで及ばないようでございまして、そういう意味で非常に特殊性があるというところからこの法律で規定したいというように考えたのであります。

○田村文吉君 実際の運用の上で、現

在御考察の届く限りにおいては、支障が起らないということであれば私共も何も問題はないのですが、なんだかちよつと二重人格みたいな形で、そういう不都合が起つて来るような気がするのですが、その点について御当局で御自信があれば私共の方で問題はないと思ひます。大丈夫でございませうか。

○政府委員(賀来才二郎君) この規定を置きましたのは、先程申しましたように實際の必要からかような例外規定を設けたのであります。運用の場合におきましては、我々といひましては人事院とも打合せておりますし、これで支障なくできるものという考えを持つておるのであります。尙念のために申上げますと、実はこれは普通例として申しますなら、國鉄の調停委員になつて来られる方は、公共企業体の國有鉄道側では、まあ失礼な例でありますけれども、今まで國有鉄道に長くおられた方で、よく事情の分つた方で、民間に現在おられるという方を委員にいたしますときに、この人が一般職になるわけなんでありまして、その際に全面公務員法を適用されまして、そういう方はいわゆる兼職はできない、いろいろのなことを選ぶことができないというので特例を適用したのであります。

併し御質問のような場合で、一人の人間が一般職であつて全面適用を受けながら、委員になつたときには、この例外だけが適用を受けるというふうな場合、先程説明委員から申しましたように、現在例えは商大の学長中山先生がこの委員になる。学長といひましては一般職、公務員として全面適用を受けておる。ところでそうなりますと兼職は禁止されておるわけでありまして。

でその場合には、人事院規則ができませんれば、特に例外的に中山先生のこの調停委員としての兼務を認めるということができる筈なであります。これが現在では人事院規則がはつきりしておりますので、非常にそれはむづかしい。そこでこういうふうなことになるものと、それらが除かれることができる。實際の運用につきましては、こうして頂いた方が結構でありますし、又かように規定すればスムーズにものが解決できると考えております。

○村尾重雄君 鉄道並びに専賣公社の調停委員及び仲裁委員、これらが國家公務員法の適用を受けるのだが、ただ受けるのは、第九十九條並びに第百條、それから百九條十三号のみ適用を受けるというように解釈したいのではありませんか。

○政府委員(賀来才二郎君) その通りでございまして。

○田村文吉君 一般の鉄道の職員がこれになる場合が多いのじやございせんか。

○説明員(和田勝美君) 御説明申上げます。鉄道職員は、実は専賣公社と國有鉄道法との関係で、少し差異があるものでございまして。即ち國有鉄道の職員は、國有鉄道法で以て政府職員になれない。専賣公社法は、職員が政府職員になることができるわけでありまして。六條の規定によりまして、一應この調停委員、仲裁委員になる委員は政府職員ということに、そこが違つて、政府職員ということになる。國鉄はなれない、専賣の方はなれる。實際的な、具体的な場合には、恐らく専賣の場合は、専賣の職員がこれになる

ことが多からう。公共企業体の職員になつた者が多からうと思ひます。

○委員長(山田節男君) 外に御質問ございせんか。別に御発言もないようでございまして、次に移ります。

○委員長(山田節男君) 昨日問題となりました労災保険の第三十二條の延滞金の問題に關しまして大蔵大臣の出席を求めておりますが、今閣議中でありまして、閣議の済み次第こちらにお見えになることになつております。尙そに關連いたしまして、失業保険法の方の延滞金の問題、三十六條にござい

ますので、失業保険法の一部を改正する法律案の御審議を願ふことにいたしました。先ず政府委員より衆議院で行われまして修正案について御説明を願ひます。

○政府委員(斎藤邦吉君) 私から失業保険法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院の方で修正がありまして、その点を御説明申上げたいと存じます。修正の法律案から申上げますと、失業保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第五條及び第六條を次のように改める。

「第六條を次のように改める。」に改める。第五條を削る。この点でござい

に支拂われるものを除外してあるの

でございまして。これに對しまして第五條を削るというのでありまして、現行法律の第五條を削りまして、現行法に戻すという改正であります。現行法に戻すということになりますと、現行法の第五條は「保険料及び失業保険金の額は、被保険者の賃金に基いて、これを算定する。」とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

す。算定する。とあります。その賃金の定義は、この改正法律第四條にありま

めておりませんので賃金日額の計算をする場合におきましては、この改正法案の第十七條の二の第一項にありま

すように、離職前二ヶ月但し月の末日に離職いたしました場合はその月及びその

の月、即ち離職前二ヶ月に支拂われる賃金総額を六十で除すということにな

つておるのでありますが、今回は臨時給與を入れることという事になりま

す、時期的な不公平を除去いたしま

すために、修正案のように六月の總賃金を百八十で除して得た額を賃金日

額とし、こゝにふりふりなことに相成つたのであります。即ち保険金支

給の基準となる賃金に、保険料の際と同じように臨時給與を加えて

行うことがこの修正案の骨子であるのであります。以上甚だ簡単でござい

ますが、衆議院の修正案を御説明申上げた次第であります。

○小串清一君 この條文の「但し、その二ヶ月間における云々の但書は、その前に書いておくのですか。それはみんな取るのですか。

○政府委員(斎藤邦吉君) 但書全部を削るわけではございません。即ち第十七條の二の第一項を全部変えるわけでは

ありません。

○小串清一君 後は切捨ててしま

う……。

○政府委員(斎藤邦吉君) さようでは

ございます。後は直ぐ二項に続くこゝ

うわけでございます。

○委員(山田節男君) 続きまして改

正法案の第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條、

までの件、御質疑をお願いいたしま

す。但し、全体に關係することであり

ますが、病院のお医者さんや、学校の事務員は被保険者になるのですか、な

らないのですか。

○政府委員(龜井光君) 病院はこの第

六條第一項の二の規定で適用をされま

すが、その病院が法人であります場

合にはその二項の規定によりまして、

その事務所に雇用されます職員は適用

を受けるということになるわけでは

ありません。

○田村文吉君 そこで伺うのですが、

医者は一体事務所に勤める人になるの

ですか、そうでないのですか。それを

伺いたい。

○政府委員(龜井光君) 医者は事務所

に勤める職員とみなさないでござい

ます。

○田村文吉君 そうすると、事務の会

計をやるとか金銭出納をやるとかの人

だけがこの対象になつて、そうでない

人はならない、こゝういふ意味ですか。

○政府委員(龜井光君) その通りで

ございます。

○田村文吉君 どういうわけですか

差別をする必要があるのですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 御承知のよ

うに一項で除きましたのは保健衛生の

事業、それから教育、調査、研究の事

業、大体こゝした事業は私共の考える

ところによりまして、失業の危険性が

極めて少ないものではないだろうか、こ

う考へておるわけではございません。即

ち失業保険の対象として考えますとき

は、産業経済の事情の変更によりまし

て失業の危険が多い事業、そうしたもの

を大体選ぶという建前にいたしてお

りますので、教育、研究、調査、或

いは保健衛生、或いは社会事業とい

つ

たふうな事業は大体におきまして失業

の危険性の余りないものである、こ

う意味合からいたしまして除外いた

してゐるような次第でござい

ます。

○田村文吉君 学校の事務員は入

るし、教員は入らないのですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) その場合に

は第二項の法人の場合にはその事務

員は入るわけではございません。二項の法

人でありまして事務員には、その事務

所に雇用される事務職員は含む、か

ように考へております。

○田村文吉君 そうすると國でやつ

てゐるものはどうなるのですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 國、都道府

縣、市町村等に使用される者はこれ

すべて三項にありまして失業保険

の適用を受けるのであります。併し

ながらこれにつきましては第一條によ

りまして適用除外の手續がありまし

て、失業保険の一應対象にはな

りますけれども、失業保険法の規定

するような保険給付よりも上廻つた退

隠料の規定を定めております場合に

は、都道府縣がそのした退職料によ

るその條例の定めるところによつて

参りまして、失業保険法の直接の対

象にはしない、こゝういふことに相

成つております。

○田村文吉君 そういう理由では甚

だ私は薄弱だと思ふのですが、例え

ば民間なかより以上の手当をする

場合もあるのですが、さういふこと

に差別はしないと思ふのですが、國

でやつてゐる教職員、それから医

者、さういふものを何故除かれな

ければならぬのかと云ふことでは

問題……。

○政府委員(龜井光君) 政府の職員

につきましては、この法律の適用の

除外を

第七條で認めております趣旨は、こ

の保険といたしましては國庫が給付

に要する費用の三分の一を負担す

るわけではございません。これは一

般會計から受入によりまして、即

ち國民の税金で賄われるわけでは

ありません。それから又官吏が退

職します際に退職金を政府から支

給されるのでござい

ます。これも亦國民の税金から成

つております。一般會計から支出

されるというふうなことでござい

まして、國民に二重の負担をかける、一つの保護を

いたしまして……さういふことを避

けるために失業保険に入るか、或

いは失業保険の給付以上の退職手

当が支給される場合は適用を除外

するという趣旨で七條が認められ

てゐるわけであり

ます。

○田村文吉君 實際の運営ではどう

なる御予定でござい

ますか、学校の先

生方や病院のお

実上入れておりませんのですから、今回の改正でははつきりこれを除きたいという趣旨で改正案を出したわけがあります。

○田村文吉君 そうするとはつきり旧法と変つておる点は恩給というものは全然今度入れない。

○政府委員(龜井光君) その通りでございます。

○田村文吉君 その点について非常に大きな事柄なんです、これをぼかしてぼつとやつておられると分らなくなつてしまふ、恩給は除くのですね。

○政府委員(龜井光君) はあ。

○田村文吉君 それはどういう意味ですか。

○政府委員(龜井光君) これは只今申上げましたように非常に計算がむずかしいのでございまして、各人によりまして死ぬまでにどれくらい貰うかというこの計算ができませんので、その内容を比べてみるのはなか／＼むずかしいのであります。

○田村文吉君 却つて恩給はその年から幾ら貰うということが分るのですから、はつきりした給與だからそれだけはお引きになるというなら却つて分りやすいのですが、むしろ一時金の方が私にはちよつと分らない。一時金をどういうふうに算定するかというところは九でこれでは失業保険法ではなくて失業手当法なんです、ただ辞めたというときに退職金をくれるという一つの考へ方ではないか、保険法というところではないか、そうするとはつきり金がないからできないけれども一年のうち百六十日分だけくれるというのでなく、失業しておるならば一年でも二年でもやるというのが本当なんです。そ

ういう決つて入る恩給のようなものは差つ引いていいが、一時金のようなものを勘定に入れることになると、民間との関係上、民間では実によくやつておるのです。そうすると一体こんなものは何も必要なくなつてくる。こういう考へ方になり勝ちなんです、その持つていらつしやつた論議がどうも私不明瞭に思ふのです。

○政府委員(龜井光君) この諸給與につきまして、その支給の仕方等は失業保険と同じようにいたすのであります。即ちやめました時に保険で認められております一月の賃金の六〇%の六ヶ月分という總額を一時に渡すのでございまして、失業保険法の支給と同じように、その人の失業を認定をいたしまして、失業者であるということが確定に分つた場合におきまして支給する。大体保険と同じような仕組で支給する建前になつておるわけでございます。

○田村文吉君 今度の行政整理に關係する人で、失業保険に入つておるというものはないのであるか。

○政府委員(龜井光君) 全部七條で適用除外を受けております。併しやめます場合には只今申しますような保護を受けるわけでございます。その点は差支ないと思ひます。

○田村文吉君 全然官吏は全部除くとしてしまつたこととどう違ひますか。

○政府委員(龜井光君) その点につきましては、一應それでいいのでございしますが、町村のような小さい財政の負担の困るところですと一時に退職金を出すよりも、保険料を出してやつた方がよるしいというところもございしますから。

○田村文吉君 事実その通りやつておるところがございしますか。

○政府委員(龜井光君) 相当ございします。小さな町村でございしますと、保険の適用を受けております。

○田村文吉君 委員長何條までですか。

○委員長(山田節男君) 十一條までです。

○田村文吉君 これは訂正が出ておつたかも知れませんが、対照表で第十條の本文と大分違つておるのでございしますが、御承知でございしますか、第十條の五行目。

○政府委員(龜井光君) これは実はミスプリントでございまして、お手許にございします法案の方が正確でございします。

○田村文吉君 本文の方がいいわけですね。

○政府委員(龜井光君) さようでございます。

○田村文吉君 そこでちよつと甚だこれは文章の点を申上げるようで恐縮でございしますが、第十條の文面ですけれども、第二行目の「但し第一号に該当する者が第三十八條の第三項各号の一月に該当するに至つた場合若しくは二月の各月において十八日以上若しくは六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用されるに至つた場合、」つまり場合場合でお切りになつて、最後に「又は」とあるならば分るのですが、に「……各号の」に該当するに至つた場合「その若しくは」といふのは、その次に出て来る「若しくは」と対照的にお入れになつた意味の「若しくは」ならばない方がいし、そうでなく「又は」と同じような意味でここにお入れになるならば尙不都合だし、甚だ法律

條文として体裁をなさんように考えますが、その点は如何でございしますか。

○政府委員(龜井光君) これは「第一号に該当する者」からつづつと引続きまして、四頁の二行目の「雇用されるに至つた場合、」これまでに全部関連するのでございしますから、その中で書き分けるをいたしますと、「又は」で大きく括弧をしますと、あとの大きく来る「又は」と混同を來すといふことで、「若しくは」と二つ使つた次第であります。

○田村文吉君 「至つた場合若しくは」二月の各月において十八日以上若しくは「ここに「若しくは」となければいいけれども、「十八日以上若しくは」とそこに「若しくは」とあるものから、誠にどうも読んでみておかしいのであります。

○政府委員(龜井光君) ですからこれだけを取つて参りますといふふうなことになる。前の「第一号に該当する者が第三十八條の第三項各号の一に該当するに至つた場合又は」ここで切るのが本當でございします。そうして次に「若しくは」として二つのフレイズが「同一事業主に雇用されるに至つた場合」にかかる。そうしてあとに大きく「又は」が来るのでございしますから、ここに「又は」が使いにくかつたのであります。ちよつと形としてはまづいのであります。

○田村文吉君 誠に法律としては余りお出まが上等でないと思ひますのであります。

○政府委員(龜井光君) これは字句の使い方をどうしてもこういふふうにならざるを得なつたと思ひますのであります。

○田村文吉君 前の「若しくは」がな

くなればよかつた。

○政府委員(龜井光君) ただこれは先程申上げましたように、第一号に該当する者が、次の四頁の二行目の「至つた場合」までに主語がかかるものから……

○田村文吉君 「至つた場合」即ち二月の各月において十八日以上六月までと、こゝろ切りになつていけば、それは文章になるんですが、それでなく、ここに若しくはとあるのがちよつとおかしい。それから序でござい、これはあれですか「若しくは」は二月の各月において十八日以上若しくは六月において通算して、二月、六月とお書きになると、やはりエブリユアリーとジューンの意味になるんですが、こゝろいう書き方は、非常に日本文をお使ひになる場合に私は不都合だと思ひますが、これは前二ヶ月とか前という字があるんじゃないか。

○政府委員(龜井光君) この二月と申しますのは、曆の月をいつておるわけでございます。二つの曆の月、後の六つの曆の月という意味です。

○田村文吉君 その点分るんですが、前という字は要らないのですか。

○政府委員(龜井光君) これは抽象的な原則を書いたのでございまして、前というのを書きますと何を基準として前というかということで、一應抽象的の原則ということで、一應抽象的書き方にいたしました。

○田村文吉君 それから法律全部の條文が、二月、六月と書いてありまして意味は分りますが、これは「ふたつき」と「むつき」と御発音なさる御趣旨かと思ひますが、併しその他の在來あつた條文は、全部二箇月

という字を書いてある。これを特に間違ひ易い用語にお改めになつたのはおかしいですが、はつきり二ヶ月なら二ヶ月というところを書きになつたら如何ですか。

○政府委員(龜井光君) この中で、暦の月をとります月と三十日間と期間をとります月と、二つ使い分けをいたします。二ヶ月という場合は六十日という期間を指しております。その点の使い分けがございますために、こういう簡を附けないものと附けるものと表現を変えてゐるわけでありま。

○田村文吉君 だけれども日本人が読みますと、「若しくは二月の各月において十八日以上若しくは六月において」というこれは、どうしてもフェブリュアリーとジューンということになりま。すよ。こういう用言の使い方は私はあまり少しはつきりとさして行くというところが必要じゃないかと思うので、これはここだけじゃなく至るところで使ひになつてゐる。こういうことはいつから始まつたのか知りませんが、今度初めてなら止めて頂きたいし、大分前からお使いになつておると思ひます。が、どうなんですか。

○政府委員(龜井光君) これは前からの用語でございするが、今度又改正の機会もございしたならば、よく法制局とも打合せまして分りよいように直したいと思ひます。

○田村文吉君 それから第十一條の場合に前の字がないと都合が悪いんじゃないでしょうか。十一條で「至つた日(前條第一号に掲げる者であつて、二月の各月において)」とか、前二ヶ月の各月において、そういう点がどうもはつきりしませんのですが、どうお考え

になります。

○政府委員(龜井光君) これは十條の、只今申上げましたことと関連をいたします関係上、それと歩調を合せたいという、まあ原則的な事項でございしますので、それで「前」という漢字は括弧の一番最後の「その翌月の最初の日」ということでまあ表現したいというつもりだつたのでございします。

○田村文吉君 昔は一箇の箇の字を使つたが、今その字は使つてありませんか。

○政府委員(龜井光君) それは使つてあります。二箇月と申しますと期間を指してゐるわけでございます。六十日というそういう意味の場合においては使つております。これは暦月を指す場合におきましては箇を使わないという用語例で来たわけでございます。日雇の場合におきましては、すべて暦月で計算をして参つております。従つてこういう表現をしなればならないということになるわけでございます。

○田村文吉君 第十二條までですね。

○委員(山田節男君) 十二條までです。

外に御質問ございせんようですか。次は第十六條から二十條まで御審議を願ひます。第十二條の四まで。

○田村文吉君 第十六條の失業認定ですね。失業の認定の場合に「一週間に二回ずつ、これを行ふものとする」というのですが、この意味は一週間に二回ずつ本人がずつと続けて行かなければならぬ……、いつまで続けて行つたら認定されるのですか。

期間だけの保険金を一週間に一回ずつ支給するということでございます。保険金の支給が終るまでこの認定が続くということになるわけでございます。

○田村文吉君 そうするとこの第二項の失業の認定という意味は、失業保険金の給付を受ける間という意味でございます。

○政府委員(龜井光君) その通りでございます。

○田村文吉君 ちよつとおかしいです。

○政府委員(龜井光君) 改正してございせん本文第一項を御覧になると分ります。以下に「前條の規定に該当する者(以下受給資格者という)が失業保険金の支給を受けるには、離職後、命令の定めるところによつて、公共職業安定所に出現し求職の申込をした上、失業の認定を受けなければならぬ。」この原則がございまして、この二項が続くわけでございます。

○田村文吉君 そこで「失業の認定は」となつてゐるものですか。前項との繋がりからいつても、失業の認定を受けるということ、保険金を貰つておる間は一週間に二回ずつ出るといふこと、ちよつと連鎖がないものですか。ね、ちよつとおかしい。誰しも失業の認定、私を失業者と見てくれるというのは一週間に二回ずつ行つて、何週間行つたら認めてくれるのだからかという感じがするやうな文章ならいいが、そうじゃないでしようか。

○政府委員(龜井光君) これは先程朗讀いたしました第一項と結び付けて御覧願ひますと……、これだけ見ますと、そういうふうな御疑問は起ります。

改正されておられません第一項を御覧願ひますと、それがお分りになるんじゃないかと思ひます。即ち保険金の支給を受けるためには、安定所に出現して失業の認定を受けなければならぬという前提がございします。従つて保険金の支給が終つたら失業の認定は受ける必要はないという解釈になるわけですね。

○田村文吉君 御趣旨がそういう趣旨ならば、はつきりと分つてよろしいございしますが、第一項があるからとおつしやるが、第一項を讀めば読むほど二項の「失業の認定は」ということが、尙おかしくなる。こういう曖昧な字句をお使いにならないで、もつとはつきり一つおやりになつたらどうか、こう思うのですがね。それから十七條の二でございしますが、病氣で二月も三月も休んでおられますが、失業保険金を貰うときになると日額は勤務した日数ございしますから変りないようございしますけれども、一般の今の事業所になりますと健康で勤めておりますときには、或いは食事手当が附くとか或いは皆勤賞與が附くとかというので、大分違ふのでありますが、病氣してゐて、終いに失業するといふような場合がかなり多いと思ひます。二月も病氣してから癒らない、癒らないからまあ罷めて貰うより仕方がない。その場合に前の成績で貰つた賃金によつて認定するといふ場合は、一番世の中に不幸な人がどうも割の悪いやうな認定になるかと思ひます。何か、何かそれに対して救済規定等のようなものは考えておりませんか。

○政府委員(龜井光君) その点につきましては、第十七條の第二項の二で最も低の保障をいたしておるわけでございます。即ち賃金が日々支拂われる者等につきましては、労働した日で割りまして、その日額を出してゐる。それを百分の七十まで最低保障をしようというところになつております。労働基準法はこの点は百分の六十でございします。失業保険は失業者であるという特殊な関係から、最低保障の限度を上げておるやうな次第でございします。

○田村文吉君 百分の七十を保障するからいいじゃないかというが、百分の七十を貰うのじゃなくしてその又六割になるのございしますからね。それで削られるやうになると困るから、殊に請負しておつたやうな人が病氣で失業するやうな場合になると、殆んど助かる道がない。百分の七十になりますか。なりませんか。知りませんが、そういう場合の何か救済の方法が考へられていないのじゃないかと思ひますが……。請負制度でございまして病氣で休んでおられますとどうなるのございしますか。そうしてお前も長く休んでおるし、とても会社でも困るから一つ辞めて貰いたい、失業した場合にその人たちの助かる方法がない、どういふ方法で助けるか……。

○政府委員(龜井光君) 確かに今お話のございした点は我々としても今まで氣付いておりましたが、なか／＼いゝ案がございせんものでございします。一應この最低保障という線で保護して参りたいと思つておりますが、今後もう一層研究いたしまして、実情に合うやうな保障をしたいと思つております。

○委員(山田節男君) それでは続きまして次は第二十一條から第三十六條

まで、それから尙この第三十六條の延滞金の問題は、只今も大蔵大臣に連絡いたしましたが、今閣議で発言中だそうでございます。終り次第直ちにこちらに出席されることとでございます。

○田村文吉君 この失業保険というものの根本について、私少し疑念を持っておりますが、第三十二條の大要は事業主と使用人が半分ずつ出すというのを原則とすると、それはどちらにしてもありますけれども、その観念は何でございますか、私ちつとも勉強してないので分らないのでございまして、ヨーロッパ、アメリカあたりではどういふふうな考え方になっておるのでございましょうか。その点をも一つ、根本観念をですね。なぜ事業主とあれば半々に負担するのが原則であるのかというのを一つお知らせ頂きたいのです。実はこの失業保険の問題は各会社工場におきまして、それ、退職金というふうなもの制度で可なり莫大に支拂うようになっておる。その上に失業保険があるのだが、一体失業保険を失職した場合に受ける利益は被保険者が受けるのでありまして、事業主はそれのために半分を負担してやると、こういう点が政府と被保険者とで完全な失業保険を持つて頂くということは、これは分るからいいのであります。そうでなくして事業主が半分を負担するといふことが、どうも理念的には余りつきりしてないのです。そういう意味で、どういふ理念からこれは一体出発しておるか、海外の例はどうか、これを一つお尋ねいたします。

○政府委員(藤井光君) 各国で行われ

ております失業保険の運営の方法は大体二つに分けられると思ひます。一つはいわゆるコンベンション、保障という観念から来ておるのであります。これはアメリカがそのいい例だと考えております。と申しますのは、失業という事故は労働者の責に帰することのできない理由、即ち経済界、政治界、その責任を労働者に轉嫁しないので、その責任を労働者に轉嫁しないので、事業主と國がこれを持つべきであるという思想でございます。従つて労働者は何らの負担を課せられていないのであります。従つて又離職の原因も主として解雇の場合に限定される、任意退職の場合はちよつと稀の場合にしか認められないのであります。

それから歐洲の國におきましては、大抵我が國と同じような折半負担という原則を取つております。これは事業主が労働者の負担しする保険料と同額の負担をするという原則は、失業した後において労働者の生活の安定が期せられるということによりまして、労働者が後顧の憂なく生産に従事し得るならば生産の向上にも役立ち、それが又事業主の利潤の方に廻つて行くのではないか。この思想からでございます。労働者の負担をいたしておりますのはコンベンションという思想ではなくて、やはり財政的な面からしまして國が全額持ち得ない、或いは事業主の全面的な無過失賠償責任に帰することでもないという思想から労働者の我々も負担する、こういう二つの流れがあるのであります。

我が國の方では歐洲流の折半負担の原則に倣つておるわけでありまして、

○田村文吉君 これは議論すると相当に根本問題になるのであります。我々我々失業保険なんか事業主によつては無暗に人を取らん代りに人も失業させない、それで経営がよくやつておるから別にそういうトラブルは起さない。仮に起す場合は退職金等の制度によつてこの人達が救われる方法をやつておるのだ。ところが会社によつては大量に人を入れる、その代りに首切りだといつて二割でも三割でもどん／＼首切る。そういうふうな人の費用を、眞面目にやつておる事業主から保険料を拂わせるといふことは実に馬鹿げたことだ。こういう考え方に於て、生命保険であるとか、火災保険であるとか、不可抗力にして起る災害であつた場合には、これは隣保扶助の意味で保険金を作つて、民間の保険によつて保険しているといふことは分るのだが、一体そういうことではない、國家の政策か、或いは又その事業主の不明か、不健全かによつてそういう不都合の出たものを、まともな事業を経営しておる人が負担して行かなければならん、又まともな労働者自身がそういうものを負担して行かなければならん。こういう点についてどうも保険の制度でないのじやないか、これならばむしろ政府はあれで、一旦事業主が貰うものは貰つて、退職金は退職金としてはつきりと決めて、それから支拂わせる。こういうふうなやつた方がいいじやないか、こういう考えが出来るわけでありまして、そういう点で私は小さな事業主あたりを廻つて見ると、失業保険といふものを何のためにやるのか、ただ税金を取られると、こういう感じを持つ

ておる人が多いということについては、何かもつと半々に持つとかといふことについてのしつかりした一つの論拠が欲しい。こういうふうな思ひの通りであります。今歐米の例は伺ひましたが、なぜそういうふうな事業主に責任がありと見るならば、そういう事業主の経営のやり方の悪い人は悪い人で責を負うべきもので、何もまともなやつておる人はそういうのを背負う必要はないじやないかと、こういう論拠なんでありまして、今までは失業保険料といふものも今のようにこのいふゆるインフレ時代には大したことではないからいいのであります。これから深刻な不景氣が参りますと、可なりこの問題は現に御提案になつておる表を見ましても、昨年の十二月から本年の二月にかけて段々失業者といふものは殖えておる。恐らくは今度大蔵大臣が見えたら伺ひたいのであります。二月、三月もつと殖えるのじやないかと思ふ。そういう点で根本的にちよつと疑念を持つものですから伺ひたいのであります。

もう一つはこういう制度ならば一体この事業主なら事業主が、健康保険組合を作るように、失業保険組合を作るようなことについて政府は考へておられるか、こういうことも考へて頂いていいのじやないか。

○政府委員(藤井光君) この保険を組合で運営する、政府の代行をするといふふうなことにつきましては、從來も研究いたしておりますが、今後とも研究を進めて行きたいといふふうに考へております。

○田村文吉君 その失業保険組合は政府でも全然理由なしとしてでなくて、

十分今後お考へになつて、場合によつては立法していいという、こういうお考へをお持ちになつてゐる、こういうことでございませう。

○政府委員(斎藤邦吉君) 只今のお尋ねの点は、私共失業保険につきましては、いろいろ又根本的に研究すべきものが多々あると存じております。従いましてその点につきましては、將來とも十分研究いたしまして、適當な成案を得ましたときには必ずしも手続をとりたい、かように考へております。

○田村文吉君 丁度今に關連しておりますので……失業保険や満足な退職金を出さなくても仕方がないが、報酬だけ拂へばいいというものもあるし、会社事業主によつては非常に丁寧に沢山拂うてゐるものもある。そういうふうな區別は今のところいいたし方ないというお認めの方でございませう。

○政府委員(斎藤邦吉君) 只今のお尋ねの点であります。一應会社の方の退職手当は區々に互つておりますので、今のところ調査することも困難な実情であります。そういうものは一應別といたしまして、少くとも失業というのに対して最低生活だけは保障して行こう、こういう線で今日は進んでゐるわけでありまして、併し退職手当と失業保険とは、相互關連の問題といたしまして極めて大きなものがある。と私共存じております。この点につきましては將來とも研究を續けて行きたい、かように考へております。

○一松政二君 ちよつと田村さんのに關連して……今の失業保険料の負担問題で、被保険者と雇主の折半になつてゐるのは歐洲の例だ、それから先程

官公吏の問題があつたのですが、退職金を貰えば失業保険金というものが官公吏の場合には受けれない、今その対象から除いてあるという先程のお話であつたのですが、これが先程田村さんと言われたように、非常に民間と官公吏の差別待遇になるわけだと思つて、それがね、それで、今も田村さん触れてゐるような、十分な退職手当をやる上に、又失業保険金を出すことになるというので、今の負担の問題で、アメリカは先ず大體退職金制度というものは今のところない。ただヘンリー・フォードが、今度始めろ、そういう要求がちらちらあることは承知してゐるが、今のところはない。ヨーロッパの退職金の問題について何か承ねることができま

か。

○政府委員(龜井光君) まだ調査不十分でございますが、私の知つてゐる範囲でございますが、退職金は日本のように権利として認め、或いは多額の退職金は出してゐないようには聞いております。

○一松政二君 私もそうであらうと思ふ。それで今まで私が承知してゐるところでは、大體日本がいわゆるあれは封建制度的な考え方からして、いわゆる温情主義の考え方からして、充足したのがそのであると思ふのですが、今日はそれを恰も当然のことの一つの法制の中に織込んで來てゐる。そうしてここでは又失業保険は、今田村さんから指摘されたような或る意味において二重のやり方になつてゐる。そうしてひとり官公吏の方だけにはそれがない。こういうことはこれを政府事業でやることになると、十分考慮してそういう片手落ちのないようにせなければ

同じ労働組合を作つて、今度は官公吏の方の労働組合から考えれば、そういう不合理なことはないという考え方が私は當然起つて來なければならぬと思ふ。而も同じ國家がやつてゐる。これが民間事業だけが先程の組合か或いは私企業で、そういう保険会社ができて、それに任意に加入するといふことであらば、そういう問題はな

い。一休先程田村さんが触れられまして、たうに、社会保障制度で行くと、これも一種の社会保障制度だと思ひますが、眞面目な省が結局不眞面目な省の分を負担して行くといふ非常な不合理が行われて來ると思ふのであります。

それで今やつ退職金の問題を伺つたのですが、これはやはり先程田村さんから触れられたように非常な根本問題だと思ふのであります。ですからその辺を十分今後の研究課題として

そういう退職金制度がない外國と、退職金制度を課せられて、更に失業保険の制度を二重に課せられて、私は國際競争場裡に日本の産業界が出発して行けるかどうか、非常な疑問を持つ。でありますから、我が國のみにある一つの制度があるならば、それを廣く國際競争場裡で、同じところで同じ商品について競争するわけですから、日本のこの貧弱な資本と設備と労働力、その優勢なやつに勝たなければ負けるのですから、そこへ負担がかかるということについては、私は十分考慮を拂つて貰ひたいと思ふのであります。

○政府委員(齋藤邦吉君) 只今の退職手当と失業保険との關係につきましては、先程お答えをいたしましたように、十分今日までも、実はこの法律を改正しようといふ際に、失業保険委員会

の方で民間の方からそういう意見が大分出ました。退職手当とこの失業保険の關係の調整をどうするかといふことを考へたのであります。御承知の通りに退職手当につきましては、以前は法律がありましたが、今日ではもうなくなつておりまして、会社、工場等におきます退職手当の類といふものが、團體交渉その他によつて決まつて区々に分れてゐる。そういうような実情で、どうも調査が非常に困難でありまして、そこで何とかしていい方法はないだろうかといふことで研究をして見たのであります。十分成果を得ることはできませんでしたが、失業保険制度ができた以上は、退職手当についてどういふ考えを持つべきかといふことが一つの問題の方々に取つての大

きな問題かと思つておりましたが、併し役所の方でいたしましたのは、又日本におきまして、退職手当制度といふものは全面的に事実上なくなつてゐるわけのものでもないかと私考えておりました。この問題につきましては先程お答え申上げました通り、將來と雖も十分研究をいたしまして、成案を得ましたならば、何らかの法律の改正といふことを考へて見たい、かように存じて

いる次第でございます。

○一松政二君 今、法制上取つたといふお話ですが、労働基準法には明らかに規定してあるが……。

○政府委員(齋藤邦吉君) あれば解雇手当だけございまして、特別なものと思つております。

○一松政二君 解雇手当と退職手当といふものは、觀念上分けるのですか。それは用語の違ひであつて、私は、どうも自分としては余り分けて考へてい

なかつたのですが……。○田村文吉君 この法律が終戦後のどさくさに世界的な流行に追われて作られたといふことから、それに対する國內の態勢が準備してないのです。例へば今日從業員の人達は、退職金を貰う場合において、一休失業保険は会社がどれだけ負担してゐるかといふことはちつとも考へてない。これは別で、退職金は退職金だといふように考へてゐる。こういうようなことが少しも総合的に考へられた法律になつてゐない。一つの流行としてこれが出て來てゐる。不合理は不合理のままでは擴大強化して來たから、構わんでおけば私は黙つていたが、余りこれを擴大強化なさる方でもその点は十分考へになつてなならないと、日本が一松委員の言われるように、要するに頭ばかり大きくなつて、しまいは枯木が倒れるやうになつてしまふといふことを非常に恐れる。失業保険料のそれなといふ問題が後にあるが、これも根本的にみんなそこに割切れない、しつかりした頭がないからいへる問題が出て來ると思ふのであります。

そこで一つ御返事願ひたいが、私さつき一つお伺ひ申し上げたのは今までは半であることを原則とするといふことは、一休どこに動かそう、動かしてよいといふお考えでもあるのか。何故これを一つはつきりと元通りと禍の起らないやうに二分なら二分とお書きにならないか。これは何か關係方面から特に御注意でもあつたのか。これは実に改悪でありまして、はつきりとしておくべきものである。こういうものがそも／＼團體交渉や労働争議の

種になるのであります。こういう点が一つ私は嫌なんです……。○政府委員(龜井光君) これは技術的な問題からだけございまして、何らそういう原則的なものを含んでないでございまして。と申しますのは、今度の改正の三十條を御覽下さい。それば分りますように、從來保険料率は被保険者と事業主との二つにございまして、……と。ところが今回は保険料率一本で参りまして、百分の二という保険料率になつてゐるわけでございます。従いまして、被保険者の總賃金に對しまして、百分の二を掛けますと、その保険料率におきます總額がすぐ出るわけでありまして。ところが實際は被保険者に支拂ひます賃金から被保険者が負担します百分の二を引いておるわけでありまして。それを總額合計いたしましたもの、それと同額事業主が負担するといふことになりまして、被保険者の個々の賃金から引いて参りますと、端数が出て参ります。従いまして、その端数が出て参りましたものを二倍した額と、總賃金に百分の二を掛けましたものと、端数の計算が違つて参ります。その端数については三項にございまして、事業主が負担するのだという技術的な問題なのであります。

○田村文吉君 若しきやうな御意味ならば二分するとはつきり書いて頂いた方がよい。何故かと申しますと、これがちつと組合、労働者側の方でこれは原則なんだから、おれの会社は会社の状態がよいのだから、僕らに負担させないやうにして呉れてもよいのではないかといつて來られた場合に、誠にうるさい條文が残つたことになるので、

そういう御趣旨ならば初めから二分するといふふうにはつきり決めて頂いた方がよいのではないかと思ふのです。

○政府委員(藤井光君) これは被保険者の負担すべき保険料額は明らかに法律に出て参りますので、自分の負担する保険料は賃金に対して百分の一を掛けた額だといふことが先に出て参りまして、賃金から控除いたしますからその問題は私はないと思ひます。

○田村文吉君 そうじやないのです。一体初めに労働者側が負担する額は何かといふと百分の二の中それを半分するといふ觀念があるからそういう御計算が出るわけですね。そうでしよう。その原則の二分するものが標準とするとおつしやると、場合によつては、事業主は三分の二を持つ。或いは全部を持つといふこともお認めになる御意思なのか、私はそこに問題が起ると思ひます。

○政府委員(斎藤邦吉君) お尋ねの点は字句的に多少曖昧であつたかと存じますが、大体私共は三十二條の二項、三項の規定によりまして、半々で、ただそれが、三十一條の規定によりまして、端数が出たときに事業主が負担するつもりで考へておつたわけでありまして、只今お尋ねの点がありましたので、將來十分文字の書き方等につきましても注意したいと思ひます。

○田村文吉君 そういう御趣旨はつきり速記に残りますが、どうもそれは非常に今後の間違ひを起し易い條文でございまして。これははつきり一つどつちかよいですが、はつきりと區別する方法がないと、……。

○政府委員(斎藤邦吉君) それではこの法律が通りました後に施行省令等がありますから、施行省令等にはつきり明記することにしたしまして、端数だけが事業主の方の負担に廻るのであるといふことに明記したいと思ひます。

○松政二君 その端数といふのはどのくらいですか。

○政府委員(藤井光君) これは保険料の額表といふのがございまして、例えば賃金百円から百二十円のものは何ほどかといふような料額表で参ります。その中間を取つて参りますと、百円から百二十円でございますと、百円に対して百分の一を掛ける。そうして被保険者が負担する保険料を出すとその額は正確に出る。その円未満を切り棄てた額を出します。ところが実際には被保険者の賃金百分の一を掛けたものは端数が出で参ります。その円未満を合計したものがその差額になるのではないかと思ひます。極く僅かな額でございまして、過ぎますね。

○松政二君 余り小さいことをやり過ぎますね。

○田村文吉君 私はそういう場合は、労働者側が拂う料額と同じだけ事業主が拂う。こういうことに元通りになつておけば、何も面倒がなくなるので、労働省の方で予算を作るために、まああの会社はこれくらいの賃金を拂う。それだからその百分の二、こうしておけば間違ひないだらうといふので、取る方の悪いお考え、さもし根性からどうもそういう紛らわしい問題が出て來ると私は思ふのであります。

○政府委員(斎藤邦吉君) それでは、順序でございましてから附表について伺ひますが、これは私も実際に実務者からいふといふ説と、悪いといふ説があるもので、果してどつちがよいといふ

ことは分らないのですが、百円位ならば百円位で切り上げて、五千円ならば五千円、その百分の一といふことに計算する。そういう計算をされる方が非常に合理的であるし、こういうふうな端数だからといつて手数は余り省けないのでございまして。この点どうお考えになりますか。

○政府委員(藤井光君) これは所得税と同様に附表に細まかい額が出ておられます。これに當て嵌めますとすく額が分るわけでありまして。計算が楽であります。率を百分の一掛けますより事務的にこれの方が楽だといふ事業主の私はお話を聞いておるのであります。

○田村文吉君 私どもの事務員にもそういうことを言つておる者もありません。そうでないと云つておる者もありません。本人からはすべて公平に百分の一を拂う。但しその円以下を切り棄てる、或いは四捨五入する。こういうふうにして貰へば労働者などは細まかい点を言ひますから、一円違つても自分は一円人より余計納めるが、貰う時は同じだ。こういう問題が起りますので……。今の問題は命令を出しなす場合ははつきりなさいませう。

○政府委員(斎藤邦吉君) 命令を出します際に、只今の点をはつきり規定することにしたいと思ひます。

○委員長(山田節男君) 第三十六條の延滞金の問題について大蔵大臣の出席を求めらるることになつておりました。今閣議の途中身体の調子が悪いといふので、こちらの方に連絡がありまして官舎の方に帰りたいといふお話がございまして、若し主税局長でよければ主税局長をして出席せしめる。こういう連絡がございましたが、如何

でございましょうか。

○田村文吉君 私は大蔵大臣にこの際余りにこういう金に対する考え方が一般的に難解にブリヴァールすることを非常に恐れるので、この意味で大蔵大臣からはつきりした御答弁を頂きたい。こういうのであります。主税局長にお出で頂いても、これはその点私は満足できないと思ひますので、この問題の審議はもう少し御当局にお伺ひすることにしたしまして、そうしてまだ労組法の改正その他の問題の場合に大蔵大臣が出られましたら、その時にお伺ひすることにいたしまして進めて頂きたいと思ひます。

ちよつと当局に伺ひたいのでありますが、私がなせ十銭とか、二十銭の日の歩の問題にこだわるかといふことを申し上げたいのであります。御承知のように未項に届出を怠つた場合、支拂ひを怠つた場合は罰金五万円、体刑六ヶ月、こういうふうに非常にこの保険料を滞納する場合に対する罰則が嚴重に決めてある。然るにその延滞した者に対する金利といふ問題になつて來ると、今まで四銭であつたものを五倍の二十銭にお上げになつた。こういう考え方が余りに世間体のインフレになつたんだから、なんでも上げていいというようにお考えになるかも知れませんが、罰金は一万円のものも五万円に上げて支ないと思ひます。併し日歩といふものはそう上つていない、それは二倍ぐらいにはなつておりまして、なつておりまして、こういう日歩の問題をただ無茶に法外に上げるといふことは、一般の世間的感覚からいふても何かしら政府自体がインフレの波に

乗つて何事も処理して行く、こういう考え方に陥つておられるように思つて、世間の人が金に対する觀念が段々粗雑になつて來ることは甚だ憂うべきことだと思ひますので、罰則の方では嚴重なものがあるんだから、何も金利が昔四銭であつたものならば、今度八銭にするとか十銭にするとかいふことならば筋が通るのでありますけれども、そういう点で以て追徴制度をやましくして置かないと保険料が入らないといふことからはなさないことは、少しくや過ぎた考え方ではないか。それは罰則の方では罰金の上に体刑まで附いておる。そういう罰則で十分なんだから、金利は世間体が假に昔一銭五厘のものが日歩が三銭になつたら、やはり四銭のものに上げて十銭にするといふような考え方で行つて頂きたいのに、余りに大蔵省あたりで決めてある徴税技術に対して私疑問があるのですが、そういうものにつられて、皆さんの立法がそれに従つておられることは、どうも氣にいらぬのです。そういう意味でお考えになつた筋じやなからうと思ひますが、一般の経済流通の上から考へて行つて、余り不当な金利を要求なすつたりなさることはいけません。これはちやんと旧の五倍の罰金が付いておるんですから、そういう点で実は御当局はそこまでお考えになつておられるのかどうかと思ひまして、大蔵大臣にも私は少し御意見を申上げて伺つて見たい。こう考へたわけでございます。

○政府委員(宿谷繁一君) 田村さんの御心配になつておる点は至極御尤もと思ひます。これは一つの見方ですけれども、例えば罰金が非常に低い、金の

操作上これを少しまあ出して置いて外に利用した方が都合がいいのじやないかという事も多くの中には、或いはあるかも知れませんが、金額の点で、或いはインフレで金の価値観念が低くなったために、粗雑な考えのために罰金をぼく／＼上げて来るという事は考えてないと思います。併し成るべく将来におきまして、こういう点は大いに研究したいと思っておりますが、ただここへ出て来ておりますものは、いろいろ徴税関係、その他の均衡上やあるいは一應はこういう形になつて現われておりますが、尙御趣旨を体しまして將來とも研究したい、こういうふうに考えております。

○田村文吉君 只今宿谷次官から御答弁がありましたが、これを二十銭にしたならば滞納が減るとお考えになつたら大間違ひ、そういうことをしても、滞つておる人は日歩一円のお金でも借りて苦しい人、御覧になる通り、最近の各中小企業は申すに及ばず、大工場さえあのような状況に入つておる。一應この表を御覧になれば分るけれども、昨年の十一月までは九割五分の成績を挙げておいでになりました保険料の徴収が、この二月になると八割五分に減つてゐる、これは何を物語る。税金を無暗に取る、金融の梗塞がひどい、こういうふうなことで、誰しも罰金の外に体刑まで附くようなものを滞りたくなか。金利の問題じやない。でありますから最後に罰則において六ヶ月の体刑、或いは五万円の罰金というものを附けて置きながら、この全利を延滞金に対して甚だ不当に高くなさるというふうなことが、誠に國民に対する親切が足りない、こういう点を私は申上げる。ただ大蔵省

がやつてゐるから労働省もそのままだつて行けばいいという考え方で行くべきものじやない。殊に保険料だ、これは民間保険料を拂わない代りに止めます。ところが官廳で決めておるものは止めることができない、止めれば体刑だ。こういうふうなものに、そううかうかとただ外の徴税手続がそうだからいつておやりになるようなことが少し親切が足りない。こう私は考えるものだから、その点を私は労働当局に御反省を促し又善処すべき方法があるのじやないか、こう考えて御質問申上げたのです。

○政府委員(宿谷榮一君) 將來の機会に十分一考慮をし、研究して行きたいと思ひます。

○委員長(山田節男君) 次は第五章でございしますが、すでに十二時十分経過しておりますので、午後の委員会において御質疑を願ふことにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) それじや午後一時から再開いたしますことにいたしました。暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時五十三分開会

○委員長(山田節男君) これより休憩前に引き続きまして、労働委員会を開会いたします。第五章、第三十八條の二から三十八條の十五まで、「日雇労働被保険者に関する特例」、これにつきまして逐條御審議をお願いいたします。

これは總括的な質問であります。日雇労働被保険の予想数をここに調べておられますが、そうするとこの予想数の約九十万に対して保険金の受給者ですね。これがコンスタントにどのく

らいい、何割大体あるように計算されておりますか。

○政府委員(龜井光君) 九十万の被保険者に対して、大体十五万程度の給付を受けるものが出るというように考へてあります。

○田村文吉君 今十五万というのは新規に殖えてですか。

○政府委員(龜井光君) 給付を受けると思はれる数です。

○田村文吉君 どのくらい被保険者はおりますか。

○政府委員(龜井光君) 九十万人と、大体推定されております。

○田村文吉君 實際取扱者は厄介になるので困つたことだと思つておるのですが、各職場から面倒な苦情が出るだらうと思ひますが、これは……

○政府委員(龜井光君) この事務の面におきまして極力事務の手続を簡易化したしておるのでございまして、そういう意味でスタン・システムを採用いたしました。一般の被保険者と違ひます方式、簡単な手続でやるように工夫いたしております。又実行面におきましては、十分御注意の点は留意いたしまして、円滑な運営を期したいと思つております。

○門屋盛一君 政府の方では日雇労働者を入れることを撤回する意思はないのですか。

○政府委員(龜井光君) 實は失業の危険のありますものは、むしろ常備の労働者よりも日雇労働者がより切実でございます。或る意味におきましては、もつと日雇労働者の方を先に適用すべきだつたと考へられるのでございしますが、いろいろの事態調査が十分行かなかつたために今日まで遅れて参つたのでございまして、私達の氣持をいたしましては日雇労働者のこの保険を撤廃する氣持はございません。

○門屋盛一君 政務次官にお伺ひしたいのですが、大体今日日雇労働者は被保険者の範囲に、枠に入れていない。それから保険料を取つても日雇労働者がもう失業する、日雇労働者というものはもう要らなような状態になつてゐるのですから、だから今保険料を納めても日雇労働者の恩恵にならないと思ふのです。それで私は政務次官にお尋ねしたいことは、緊急失業対策の方の事業を殖やして行つて、むしろ保険給付をやるよりも失業してゐる者は皆仕事をさした方がいと思ふのです。やはり保険金を成るだけ……、保険給付の範囲を殖やして意け者を養成するといふふうな労働省は今後の政策をお採りになるのですか。

○政府委員(宿谷榮一君) 日雇労働者の關係の現状は一面門屋さんのおつしやるような事情があると思ひます。一方の公共事業に雇われる人々とか、或いは緊急失業対策によつて各府縣がやる事業關係とか、今後は又予算等の關係もありまして、公共事業は將來伸びて行くといふふうな考え方もしております。両面から考えました場合には、日雇労働者の保険が無益だとは私共考へておりません。是非そういう面から考慮いたしまして、これをやつて行きたいといふふうな考へております。

○門屋盛一君 それは公共事業で吸収することが暇が要るから、その間を失業保険で行くという考え方はいいのですけれども、日雇労働者の場合はそれは何ですか、保険料を納める期間も極

めて短し、又失業する期間も極めて短いわけなんだしね。一月なら一月連続で失業するといふことはあり得ないのです。あつたら大変なんですからね。だからその短い……、もつと極端な例を言へば一月保険料を掛けておいて十日失業した場合でも給付できるといふふうにはこの法律はなつておらん。そうすると日雇労働者から取る方は取り立てるが、その給付というものは實際に行われ難くなるのじやないかと考へられますが、その点の見通しは如何でありますか。

○政府委員(宿谷榮一君) これは雇用のところも書けます。雇われる日も一應書けて行きますから、飽くまでもその限度内で給付できる範囲になつて参りますから、従つて保険の対象となるべき範囲の人達は、たとえ一週間でも十日でも働いたところ定められたその日数だけそれが対象になりますから、實際問題として收支の点から言つたらバランスは必ず合つて来ると思へられます。

○門屋盛一君 それは政府のバランスはとれるでしょう。

○政府委員(宿谷榮一君) 政府の拂う分は三分の一になるわけですね。

○門屋盛一君 政府のバランスは合ひでしようが、そういう煩雜なことをして効果があつたといふのです。結局貰う方は厄介だから貰わぬ人間が殖えて、これは馬券と同じように政府の收入を殖やすといふことだけだ。

○政府委員(龜井光君) この要件を申上げますと、一月のうちに十六日以上働いた場合に資格がつくという決めになつてございしますので、ただ一月だけ取りましますと、たま／＼その月に働い

た日数が少い場合には日雇労働者に非常の給付をせよとありますが、二月間の中で三十二日以上働いたという条件を附けるのであります。例えば三ヶ月の保険金を貰うといふと、二月分と一月分との二ヶ月間で働いた日数が三十二日以上である場合には三月で給付が貰えるわけであり、今度四月になりますと二月と三月というものを取るわけであり、二月分働いた実績は、そうすると二月分働いたという労働者に有利に資格がつくように思われるのであります。そういう式で順繰り順繰り毎月々々続けて参るわけであり、門屋さんの言われた御心配はないのじやないかと考えます。

○門屋盛一君 そうすると実際問題となると、これらの扱いは労働手帳とか何か一つ特殊のカード、こういうものによつて簡単に一月に十六日以上というように分るようになるにしなければ給付も保険料を納めた範囲に正式の手続を経て政府の三分の一を加えたものだけしか貰えないのですから、その保険料の範囲内しか貰えないで結局手続が面倒になるから日雇労働者というものは給付を受ける手続を取らない人間が実際には多いのではないか。そこが政府のつけ目ではないかと思ふが、表向きは日雇労働者を保護するよいうなことに拘り取らるが、実際は日雇労働者から搾り取るだけ給付はない。そんなことは実際ないとおつしやれば、どういふ具体的な手続でやるか話して下さい。そうすれば僕が納得できるので具体的な例を……。

○政府委員(龜井光君) それでは手続のことは法律にも書いてございませうが、一應御説明申し上げますと、日雇労働者に対してはそれに日割で三十一の枠が切つております。そうすると事業主が印紙を予め買つて置きまして、そのスタンプを、賃金を拂うときに本人の負担分を差し引きます。安定所に持つて行つて、三十二枚二月でございませうと、枚数が多ければそれに應じて給付の日数が延びて行くわけで、今十三日が最低でございまして、最長十七日まで支給するという建前になつております。

○門屋盛一君 納める方は分つたのだ。給付する方はどうなんですか。

○政府委員(龜井光君) 給付する方はスタンプが二月間で三十二枚資格がございませうから、それで第一級は百四十円、第二級九十円という給付をするわけですから、それから計算いたしますと……。

○門屋盛一君 一遍に拂うわけですか。

○政府委員(龜井光君) 毎日支給するわけですから……。

○門屋盛一君 毎日そこを貰いに行くのですか。

○政府委員(龜井光君) 職業の紹介と結び付くわけですか。

○門屋盛一君 さつきの安定法の折にも速記のないときにも言つたように、安定所は遠方にある、そこまで貰いに行くのは厄介だから結局は貰いに行かなくなる。もう少し給付を簡単にすれば、実効が著るんだ。取る方は事業主に責任を負わしておつて印紙を……。貰う方は一々貰いに行く。事業主経由で拂うことは認められておらないから実際問題としては日雇労働者は取られつばなしになつて、貰いに行くのが非常

に少くなる。それがつけ目なら仕方ないけれども……。

○政府委員(龜井光君) これにつきましては、この前も局長から御説明がめつたと思ひますが、巡回の安定所員を……。

○門屋盛一君 それはよいが、それは一週間に一回や二回巡回はして行つても巡回の安定所員の行くときに巡回される場所が、例えば星野組の作業所なら作業所に委嘱を受けたところの補助員が巡回して来るまでに平均日数は……。

……たまたに一週間行つてやつたからもう旅費が足りない、旅費を給付せよといふことになるのでは堪えらん。そんなのが多いんだから実際……。

○政府委員(龜井光君) これにつきましては、大きな例えれば事業が仮りに辺鄙なところであるような場合におきましては、臨時に安定所を、出張所を設置しまして、そうしてそこで給付の認定をやるという方法を採るものです。

○門屋盛一君 毎月々々臨時のものをやる予定ですか。

○政府委員(龜井光君) それは事業によりまして……。

○門屋盛一君 併しこの法律によつて直ちに実行するの非常に急いでおるといふのだが、果して臨時の安定所を幾ら出すのか。巡回が年に延日数でどのくらい出て行くのか。本年度の労働省の予算にその予算が見えてあるかと思ふ。それは口先だけでございませう。

○政府委員(龜井光君) 三十八條の三号に該当いたしますのが今申上げましたようなものでございませう。

○門屋盛一君 それは分つておる。法律ではそれはあるけれども、それは実際どれくらいの数で予定しておるかといふのです。数は法律には書いてない。

○政府委員(龜井光君) 巡回安定所の問題につきましては、旅費を約四百万円年間使ひ予定で今計画を立てております。それから又失業保険につきましては、別個に事務費を経上いたしましたので、その出張認定、出張給付というための措置を講じておるわけでありませう。

○門屋盛一君 旅費の四百万円は算定するのには延人員がどれくらい、それから何ヶ所くらい巡回するように予定しておるのですか。

○政府委員(龜井光君) 今の予算の上の予定におきましては、月に二回を大体限度として、廻る場所は各縣の大きな所として違ひますが、平均しまして五ヶ所というところを見ております。

○門屋盛一君 縣内五ヶ所ですか。

○政府委員(龜井光君) 大体そういう見当です。

○門屋盛一君 それではその十五日間の間はどうかやつて日雇労働者は給付を受けるのですか。安定所が遠かつたり、行けなかつたら給付を受けられないんじゃないか。

○政府委員(龜井光君) その場合には十五日分を繰り越して支給するといふような臨時措置も考え得られます。

○門屋盛一君 考え得るといふてもなかなかあなたがこゝで考えておるやうに向うじやあつさり拂つて呉れないんです。

○政府委員(龜井光君) それは私共の指導を適切にやりました……。

○門屋盛一君 適切といつても今時どの役所の関係でも適切に指導ができておる役所なんというものはないですよ。僕はこゝまで行くんだつたら事業主の中分から適当な人に補助を委嘱するだけの万全の策を何故採れないかといふんです。

○政府委員(龜井光君) それはこういうことに絡むのでございまして、保険金を支給しますのについては失業の認定という問題がありますが、認定につきましては職業紹介と結び付かなければならない。

○門屋盛一君 それは分つておるんです。補助員でその認定の準備をさせて置かなかつたらたまに廻つて来て一日おつても何もできやしない。金を取る方には事業主を利用しておる。拂う方には利用しない、これはどういふわけですか。

○政府委員(龜井光君) 今御指摘のありました点は十分研究いたしまして実際の運用の面において円滑に行くように努力したいと思ひます。

○門屋盛一君 どういうふうな円滑にやるんです。

○政府委員(龜井光君) 今の補助員の問題もこれは早速研究いたしたいと思ひます。

○門屋盛一君 ちよつとやかましいことを言ううだけれども、労働省という役所は役人だけで解決する役所じゃないんだ。だから我々……ちよつと聞きなさい。政務次官との話は後でよい。私の言つたことは分りますか。

○政府委員(龜井光君) はあ。

○門屋盛一君 じゃ言つて見なさい。

○政府委員(龜井光君) 辺鄙な事業所におきまして……。

○門屋盛一君 聞いちやおらんじやな

いか。労働省という役所は役人だけでは片が附くものではないんだ。経営者の相当の協力を得なくちゃならないというのを考えなさいということを書いておるんだ。大体法律が来たら僕らは目をつぶって通してやるのだから、こつたら根本が違つてゐるのだから、これは労働の福祉のためだといつてゐるけれども、これでは日雇労働者は押される一方です。給付ももう行きはしませんよ。日雇労働者を私は三十年間使つてゐるのだからよく知つてゐる。

○政府委員(宿谷繁一君) そういうことは今考へておられます。これは実現したいと思つておられます。おつしやる通り安定期の数の制限は限られてゐる。

○田村文吉君 実際の問題として、田舎に行きますと、農閑期というよりな関係で、町に出る日雇夫が多い。これが今度失業保険を貰ひながら家に帰つて百姓をする。それで日当を貰つておれば当然収入があるのだからといつて失業保険の対象にならない。ところが自分の家の百姓手傳いをするのだから賃金に見積るわけに行かない。そういう場合にはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(龜井光君) それはこの法律にありますように、五人以上の労働者を使用します事業所に雇用される者は適用を受ける……。

○田村文吉君 その場合にですね。農村から暇になると沢山出て来て、例えば多になると越後あたりでは雪があつてしようがないから仕事に出る。春になると百姓の仕事で帰つてしまふ。こういうのが大部分の工夫の供給状態である。そういう人達が家に帰つて百姓をする場合には、収入があつたものとみなすのかないものとみなすのか……。

○政府委員(龜井光君) その場合は、自分の郷里に帰りました場合は、郷里の安定期において失業の認定を受けました場合は受けられるわけでありま

○田村文吉君 いや郷里なんていうんじやない。半道とか一里離れたところで百姓をやつていて、冬になつて仕事がないから出て、冬に事業所に雇われる。けれども二月なり三月なりやつて、それで今度は出て来ないで家に帰つて百姓をやる。そういう者に一体これを拂うのか拂わぬのか。

○政府委員(龜井光君) その場合は、自分の郷里に帰りました場合は、郷里の安定期において失業の認定を受けました場合は受けられるわけでありま

○田村文吉君 いや郷里なんていうんじやない。半道とか一里離れたところで百姓をやつていて、冬になつて仕事がないから出て、冬に事業所に雇われる。けれども二月なり三月なりやつて、それで今度は出て来ないで家に帰つて百姓をやる。そういう者に一体これを拂うのか拂わぬのか。

政府委員(龜井光君) 百姓になりますと、これは自営業者と認められまして失業しやないという認定を受けるのであります。本人が他に雇われて働く意思がございまして、公共職業安定所に参りまして、それで失業になつた場合には受けられるということになります。

○田村文吉君 そんなことを言つても、仕事がないから家の手傳いをしてゐるのだといふことになる。それで仕事がないとなつたときに貰おうと思つて保険料を掛けたのだから、掛け捨てになるのも馬鹿げてゐる。そういうことを言うかも知れん。あなた方は十里も二十里も離れたところの工場のことを言うのかも知れないが、工場というものは町の近所にある。近郷近在の百姓は皆そふだ。それで殆んど全部は農繁期には出て来ないし、暇なときは出て来る。冬の雪のあるときは皆出て来る。こういう場合に一体保険金をどうするか。自分の親父の下に働いてゐるのだから賃金は貰えない……。

○政府委員(龜井光君) これも安定期におきまして職業の紹介と結び付きまして、失業の認定がなされるのでござい

○田村文吉君 そこでこれはどうですかね。本人が嫌なら入らなくていいというところにならないですかね。○政府委員(龜井光君) これは当然被保険者になるわけでありまして。強制保険でございまして、法律の條項に該当するときは適用を受けるといふ……。

○田村文吉君 それが困つたことになつて、百姓が失業の認定を受け

○田村文吉君 何が簡単に本人が嫌なら入らないでもいいといふことは入れられませんか。

○政府委員(龜井光君) これは実は任意保険という考えもあるの

○政府委員(龜井光君) 今の御心配はあるのでありまして、従つて我々も公共職業安定所の所在する、即ち日雇労働者が利用し得る範囲の者だけを適用して行かうというのが法律の建前になつてゐるわけ

意保険という考えもあるの

○田村文吉君 何か簡単に本人が嫌なら入らないでもいいといふことは入れられませんか。

○政府委員(龜井光君) この基礎になります料率表を御説明いたしますと、百四十円の場合と九十円の場合と分け

○政府委員(龜井光君) この基礎になります料率表を御説明いたしますと、百四十円の場合と九十円の場合と分け

でございますが、一ヶ月の平均稼働日数が十八日という計算をとりまして、そうして結局失業する者の率が一ヶ月において十二日ということになるわけでございます。そしてその十二日の者が安定所において就職できないというふうな率を七〇〇見まして、そういう計算を保険料率の計算の基礎から持つて参りまして、大体收支相償なうという結論になるわけでございます。

○田村文吉君 これはまあ露骨に申し上げますと、実は日雇の者は全部削除して修正したいと私共は考えるんですが、何か簡単な方法でこれを一任意に入るとか何とかいうことで何か方法は考えられませんか。弊害を除く意味でただ掛け捨てにさせるような不幸な目に遭わせないような方法を考えなければいけませんね。

○門屋盛一君 重ねて申し上げます、これは思いつきはいない思いつきですけども、運用面がどうも今の政府委員の御説明だけではどうもうまく行かないので、結局これは掛け捨ての方が多くなつて、結論から言うと給付を受ける人が、給付を受ける手続が厄介ですから給付を受けないでしまふようになつて、結局、結論から言うと日雇労働者を安心させようと思ふのが、却つて掛り取るというふうな結果になるのです。私はこの問題は何か修正の必要があると思ひますから、今日この案に対しては一應こらで一つ……、外に質疑があれば続けて貰つても、日雇労働者の方は只今田村委員から言われたように、全章削除するか、さもなかつたら何かもう少し被保険者の方に保護を與えるように修正して行きたいと思ひます。

○田村文吉君 何かこれの保険料金徴収は簡単なんです、給付についての正確な何か政府に御自信がある方法があればいいですがね。何かそういうことはこの條文の上からあればあります。

○政府委員(龍井光君) 今の問題を検討いたしますと、まあ門屋さんからお話のございましたような代行機関というふうなものを、こういうものを認めて行くというところの方が一番いいんじゃないかと思ひます。これはまあ十分研究をする価値があるんじゃないかと私共考へております。

○門屋盛一君 例へば大きい事業所の一定の認定を受けた係員を補助員に使用とか、公共団体、即ち市町村の吏員に一部事務を補助的に委嘱するとかして置かないと、とても貰うようにはならんですよ。その意味において少しこれは研究して見なければいかんと思ひます。

○政府委員(宿谷榮一君) これは役場とか或いは事業所、そういうところへ委任をするというのをちよつとここで相談しておりますが、法律的に可能であるかどうかということ、それができればそういう委任をして行くのがいいんじゃないかと思ひますが、この点は何か合理的な、實際運用に支障のないような方法が行なえるんじゃないか、山の中だとかつと離れた所とかいうことになるが非常に不便で、往復の汽車賃で保険金が吹っ飛んでしまふというふうなことが出て来ますから、これは實際運用の面について支障のないように十分研究して見たいと思つております。

○田村文吉君 その場合にはただ命令

で決めるわけには行かないから、やはり法律を出さないといけないですね。だからこれを出したら後で直ぐ改正案でも出すということにならんとちよつとやれないですね、手がないですね。

○政府委員(宿谷榮一君) 私よく分りませんから、實際の運営の委任行爲についてこれは省令を出して、大臣から地方長官へ依頼して、そして地方長官の監督の下に各町村長、或いは事業所が安定所を通じて依頼をするというふうなことでしたら労働省だけで法律に規定しませんが、行なえるんじゃないか、かように考へるのであります。

○田村文吉君 その場合、やはり法律の中に委任することを得とか何とか、いうことがないとはそれはできない。この附則の中へでも入れるか、この中に一條を起してさうなことが決められてあればできるけれども、そうでないとはできませんね。

○委員(山田節男君) ちよつと連記を止めて下さい。

午後二時二十八分連記中止

午後二時五十二分連記開始

○委員(山田節男君) それでは連記を始め下さい。

○門屋盛一君 いろいろ問題になつた点も多いのでありますが、この失業保険の適用範囲を主建業並びに日雇労働に拡張するということが著しき進歩であると私は思ふのでありますが、ただこの種保険は、實際取扱上種々不行届になる虞れが多いのであります。例へば料金の納入とか保険金の給付等に関することについて、現在安定所がまだ行き届いていない今日では、非常にその間に不都合が生じ易いと思ひます。

であります、これら安定所の分掌事務を市町村、又は一定の認定を受けた労働組合、或いは業者の団体等に委嘱して、法の實際適用面に支障なきようにせねばならぬと思ひるのであります。これらのことは本法の施行に當つて、何か運用面で適正にやつて行けるかどうかということをお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(宿谷榮一君) 只今の御質問の点にお答えいたします。保険給付の事務は公共職業安定所の外に、職業安定法の規定によつて、市町村に失業の認定、職業紹介の事務を依頼するようによつて省令によつて処置したいと考えております。尙後段の御質問のうち、労働組合或いは事業主等にこの事務を委嘱することは、現段階では困難であります、將來において研究したいと思ひます。

○門屋盛一君 了承いたします。

○委員(山田節男君) それでは次の第六章に移りまして、第三十九條から第五十四條まで御審議を願ひます。別に御質問もないようでございますから、次に移りまして、附則の問題に供します。この失業保険委員会は職業安定委員会に統合されたという根本の目的はどこにあるのであります。

○政府委員(斎藤邦吉君) 失業保険委員会は職業安定委員会に統合いたしました。強力な一本の委員会を作りたい。かようにこの法案におきまして考へておる次第でございますが、その根本とするところのものは、失業保険制度そのものはやはり一つの保険経済として独立のものとして運営して行くという考へ方、それは経済の面におきましては確かにその通りであります。

けれども、失業保険法の運用に関する大きな問題、或いは失業保険法の改正、或いは將來の改善といったふうな問題は、すべてその時々失業の情勢に應じまして、一般的失業対策の一環として行なつて行くということがより必要なことと私共存じておる次第でございます。従ひまして失業保険制度を失業対策、職業安定政策全般の一環として運営して参りたい。さうなことをいたしますためには、むしろこの際二つの委員会を一つの委員会にまとめしまふというところの方が適當である。かように考へましたので、今回失業保険の委員会を職業安定委員会の方に統合することにいたしました次第でございます。

○委員(山田節男君) それから次に、失業保険審査官の職權審査の權限を廃止された。これは今の四十一條の問題になりますが、これはさうすると、從來失業保険審査官が職權審査しておつたものを今度全然廃止するのですか、それともさういふ審査は誰がやることになるのですか。

○政府委員(斎藤邦吉君) 職權審査だけを廃止したのであります。受給資格者等から異議の申立があり、審査官の審査官が審査をする、かようにいたしましたのであります。審査官の仕事は御承知のように私法的な仕事でありまして、それが直ちに行政官廳のやりました行為を審査するということは適當でありませんので、受給資格者等から審査の請求をしたものから、裁判的の行為をすべきものである、かような意味から今回職權を以て審査するということと止めることといたしました。

次第でございます。

○委員長(山田節男君) 外に御質問ございせんか。……別に御発言もございせんようですから、質疑は盡きたものと認めて、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、それ〴〵賛否を明らかにして、お述べを願います。

○村尾重雄君 私は賛成いたします。

ただ少し希望を申して置きたいのは、この種、特に失業保険の給與の受ける側というか、その利用において、どうも当局の指導が足りない嫌いがあると思ふのであります。その点十分今後親切に扱つて頂きたいということ、只今問題になつた季節日傭者とかそういう面で、やはり当局からお話しになつていたように、飽くまで職業紹介と関連した行き方をして頂かないと、働く意思があつて事実働けないという立場の者だけの利用にして、それを放棄した行き方の者ではいよ〴〵お話があつて、納めるだけ納めて損するという工合に、それは働く意思のない者でありまして、当然それは受けるべき権利はないのだからして、働く意思のある者であつて働けない者の給與を十分親切にするという行き方をやつて頂きたいと思ひます。

○委員長(山田節男君) 他に御発言ございせんか。別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。御意見のおありの方は、そ

入ります。失業保険法の一部を改正する法律案についての衆議院送付案を議題に供します。ちよつと附加えて申し上げますが、本案は衆議院において修正され参議院に送付されたものであります。本案に御賛成の方の御挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(山田節男君) 全会一致でございます。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。尚本会議におきます委員長の報告は、前例に従つていたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないものと認めます。よつて本院規則第七十二條に従つて、本案に御賛成の方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
早川 慎一 田村 文吉
竹下 豊次 平野善治郎
門屋 盛一 村尾 重雄
原 虎一 一松 政二

○委員長(山田節男君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないものと認めます。

○委員長(山田節男君) 昨日の委員会に続きまして、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について、質疑を続行したいと存じます。別に御発言もございせんようですから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、そ

れぞれ賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

○門屋盛一君 労災法の実際の運用面におきまして、非常に多額の保険料が未納状態になつておることは、甚だ遺憾の至りでありまして、これらの原因を探究しますと、政府支拂の遅延というやうなことが非常に大きな原因をなしてゐる。私はかくのごとき労働者を保護しなければならぬところの法律の実施に當つて、唯一の財源である他から見返ることのできない財源の保険料が未納になるといふ原因の大きな一つが政府支拂の遅延にあるということ

は甚だ遺憾に思ひますので、大蔵大臣の出席を求めてこれらの説明を聞く予定でございまして、さればといつてこの法律の成立ということも急ぎますので、政府支拂の促進をして、この保険料の未納の少い状態において貰いた

いという希望を附して賛成いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 他に御発言ございせんか。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。労働者災害補償保険法の一部を改正する法案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(山田節男君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決

すべきものと決定いたしました。尚本会議における委員長の報告は、前例に従つて行なうことといたしますから多数意見書の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
早川 慎一 田村 文吉
竹下 豊次 原 虎一
村尾 重雄 平野善治郎
門屋 盛一 一松 政二
岡田喜久雄 小串 清一

○委員長(山田節男君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないと認めます。

本日はこれにて本委員会は散会いたします。

午後三時十一分散会
出席者は左の通り
委員長 山田 節男君
理事 一松 政二君
委員 平野善治郎君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
小串 清一君
岡田喜久雄君
門屋 盛一君
竹下 豊次君
田村 文吉君

政府委員
労働政務次官 宿谷 榮一君
労働事務官 齋藤 邦吉君
(職業安定局長) 賀来才二郎君
(労働局長) 賀来才二郎君
(労働事務官) 龍井 光君
(失業保険課長) 池邊 道隆君
(労働基準局長) 池邊 道隆君
(労働基準局長) 池邊 道隆君

説明員
労働事務官 和 田 勝美君
(労働局法規課政策係長)

参議院事務局

印刷者 印刷 高

昭和二十四年六月七日印刷

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行

昭和二十四年六月八日発行